

タイムズパーキング利用料金決済サービス規約		2025年12月1日改訂	
新旧対照表（変更箇所のみ）		赤字：変更箇所	
条文番号	タイトル	新	旧
2条2項	本サービスの利用	利用者は、タイムズ２４が指定する駐車場における料金支払の際に、タイムズビジネスサービス規約第1条第2項に定めるカード情報を利用して駐車車両を駐車場から出庫することができます。	利用者は、タイムズ２４が指定する駐車場における料金支払の際に、タイムズビジネスカードもしくはタイムズビジネスサービス規約第２条第４項に定めるアプリケーション又はブラウザ（「アプリ等」といいます）を使用して駐車車両を駐車場から出庫することができます。
2条3項	本サービスの利用	会員は、駐車料金精算時にカード情報を利用した場合、タイムズビジネスサービス規約に定める方法にて利用料金を支払うものとします。なお、会員が、所定の支払期日までに駐車料金の支払を行わない場合は、支払期日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利14.6％の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとします。	会員は、駐車料金精算時にタイムズビジネスカード又はアプリ等を利用した場合、タイムズビジネスサービス規約に定める方法にて利用料金を支払うものとします。なお、会員が、所定の支払期日までに駐車料金の支払を行わない場合は、支払期日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利14.6％の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとします。
2条4項	本サービスの利用	前項のカード情報利用時に領収書が発行された場合、同領収書は、駐車料金支払の事実を証する文書たり得ないものとします。	前項のタイムズビジネスカード利用時に領収書が発行された場合、同領収書は、駐車料金支払の事実を証する文書たり得ないものとします。
4条	利用上限	第4条（利用上限） 本サービスの利用上限額（カード情報を利用した駐車料金の未決済残高の上限金額）は、タイムズ２４が個別に定め、会員に通知するものとします。但し、タイムズ２４が必要と認めた場合は、利用上限額を増額又は減額できるものとします。	第4条（利用限度額） 本サービスの利用限度額（タイムズビジネスカードを利用した駐車料金の未決済残高の上限金額）は、タイムズ２４が個別に定め、会員に通知するものとします。但し、タイムズ２４が必要と認めた場合は、利用限度額を増額又は減額できるものとします。
13条1項	本サービスの利用資格の停止及び取消	タイムズ２４は、会員が次の各号のいずれか1つに該当した場合、何らの催告を要せずに、本サービスの利用資格の停止又は取消を行うことができるものとします。本サービスの利用資格の停止又は取消を行った場合、タイムズ２４は、第17条の規定に従って、その旨を会員に通知します。なお、本サービスの利用資格が取消となった場合、会員のタイムズビジネスサービス会員の資格も同時に取消され、タイムズビジネスサービス会員入会時に物理的なカードを発行されていた場合はタイムズ２４に対し、貸与を受けた全てのカードを返却するものとします。	タイムズ２４は、会員が次の各号のいずれか1つに該当した場合、何らの催告を要せずに、本サービスの利用資格の停止又は取消を行うことができるものとします。本サービスの利用資格の停止又は取消を行った場合、タイムズ２４は、第18条の規定に従って、その旨を会員に通知します。なお、本サービスの利用資格が取消となった場合、会員のタイムズビジネスサービス会員の資格も同時に取消され、タイムズ２４に対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。
14条	紛失・盗難・偽造	タイムズビジネスサービス会員入会時に物理的なカードを発行されていた場合、交付されたタイムズビジネスカードを紛失、又は盗難にあった場合は、会員がタイムズビジネスサービスの運営者に直ちに通知することにより、タイムズビジネスサービスの運営者への通知受付時点の60日前から10日後の間に不正に使用された駐車料金は、10万円を上限として、タイムズ２４が負担するものとします。	会員に交付されたタイムズビジネスカードが紛失し又は盗難にあった場合、会員がタイムズビジネスサービスの運営者に直ちに通知することにより、タイムズビジネスサービスの運営者への通知受付時点の60日前から10日後の間に不正に使用された駐車料金は、10万円を上限として、タイムズ２４が加入する保険にてまかなうものとします。